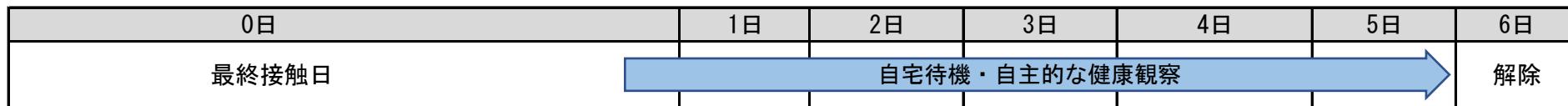


## 濃厚接触者の待機期間の考え方

### 【濃厚接触者の待機期間(原則)】



### 【患者が自宅療養となった場合の同居家族等(同居家族・同居者)である濃厚接触者の待機期間】



(※1)ただし、同居家族等の中で別の家族が発症等した場合は、その発症日無症状の場合は検体採取日を0日目として改めて起算(例1参照)。

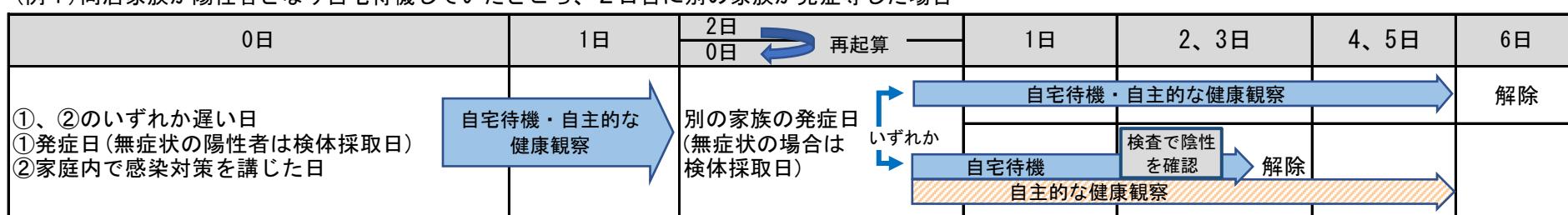
また、陽性者が診断時点では無症状であり、その後発症した場合は、その発症日を0日目として改めて起算(例2参照)。

(※2)日常生活を送る上で可能な範囲でのマスク着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の共用を避ける、消毒等の実施などの対策を想定。

(※3)5日間を経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認等を行っていただきます。また、感染した場合に重症化リスクの高い方(高齢者、基礎疾患有する者等)との接触、高齢者・障害児者施設や医療機関への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けるとともに、マスクの着用等感染対策をしていただきます。

(※4)2日目及び3日に抗原定性キットを用いた検査を実施し、陰性を確認。薬事承認された抗原定性キットを用い、自費検査として実施。

#### (例1) 同居家族が陽性者となり自宅待機していたところ、2日目に別の家族が発症等した場合



#### (例2) 陽性者が診断時点では無症状であったものの、2日目に発症した場合

